

○新潟県中東福祉事務組合職員の住居手当に関する規則

昭和 56 年 3 月 9 日組合規則第 6 号

改正

昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 1 号

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例（昭和 61 年組合条例第 6 号）の準用条例第 9 条の 2 に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の住居手当に関する規則(平成 18 年五泉市規則第 31 号)の規定を準用する。  
この場合「市長」とあるを「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。